

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、事業主（当社）には、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・実施が義務付けられています。2018年4月1日から2021年3月31日までを計画期間として策定した「一般事業主行動計画」は、以下のとおりです。

株式会社竹中工務店 第五期一般事業主行動計画

従業員が働きやすい職場環境の整備と制度の普及に継続して取り組むことで、仕事と家庭の両立を支援し、一人ひとりが能力を十分に発揮することができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業の更なる取得促進を図り、計画期間内において次の水準を達成する。
男性従業員…育児休業・育児目的休暇の取得率15%以上
女性従業員…育児休業取得率80%以上

<対策>

- ・育児休業制度とその取得事例に関する情報を発信し、特に男性従業員の育児休業取得に関する啓発と理解の深耕、利用しやすい環境づくりを進める。

（対策の実施時期）2021年3月31日まで

目標2：いきいき働ける職場づくりを労使協調により推進する。

<対策>

- ①ワークライフバランスの向上
- ②育児休業者が復職し易い環境・対策についての検討・協議・実施
- ③所定外労働の削減活動の推進

（対策の実施時期）2021年3月31日まで（①～③）